

幕別町災害対策本部条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町災害対策本部条例 (昭和38年3月23日 条例第3号)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、幕別町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(組織) 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。 2 災害対策副本部長は、<u>災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。</u></p> <p>(部) 第3条 <u>災害対策本部長</u>は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。 2 部に属すべき<u>災害対策本部員</u>は、<u>災害対策本部長</u>が指名する。 3 部に部長を置き、<u>災害対策本部長</u>の指名する<u>災害対策本部員</u>がこれに当たる。 4 略</p> <p>(雑則) 第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、<u>災害対策本部長</u>が定める。</p>	<p>○幕別町災害対策本部条例 (昭和38年3月23日 条例第3号)</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条の2第8項</u>の規定に基づき、幕別町災害対策本部（以下「<u>災害対策本部</u>」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(組織) 第2条 <u>災害対策本部長</u>（以下「<u>本部長</u>」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。 2 <u>災害対策副本部長</u>は、<u>本部長</u>を補佐し、<u>本部長</u>に事故があるときは、その職務を代理する。 3 <u>災害対策本部員</u>（以下「<u>本部員</u>」という。）は、<u>本部長</u>の命を受け、<u>災害対策本部の事務に従事する。</u></p> <p>(部) 第3条 <u>本部長</u>は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。 2 部に属すべき<u>本部員</u>は、<u>本部長</u>が指名する。 3 部に部長を置き、<u>本部長</u>の指名する<u>本部員</u>がこれに当たる。 4 略</p> <p>(雑則) 第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、<u>本部長</u>が定める。</p>